

今治ブランド戦略会議会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、今治ブランド戦略会議（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、本市の様々な分野での地域資源が豊富にあること、また都市と自然・生活環境がバランス良く備わっており、暮らしやすいイメージがあることを再認識し、市全体での優位性や存在価値をしっかりと見定め、これに磨きをかけることによって、本市の魅力や価値を向上させる必要がある。

そして、都市間競争が進むなか全国約1,700余りの自治体から本市を選択してもらえるように他市との差別化を図ることによって、本市全体が一丸となり良いイメージを伝えるため、本市の魅力や価値を分かり易く効果的に打ち出し、「知りたい」「行ってみたい」、実際に自ら訪れ「体感したい」、さらには「住みたい」と思ってもらえるようなまちにするためのブランドを構築することを目的とする。

(所掌事業)

第3条 本会は幹事会をもって運営し、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) ブランド構築のための総合的な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) ブランド構築のための関係団体その他の関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 市民のブランド構築意識の高揚に関すること。
- (4) 前各号のほか本会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組 織

(組織)

第4条 本会は、本会の目的に賛同し会長の承認を得た者（以下「構成団体」という。）をもって構成し、各構成団体がそれぞれ指名した者を本会の委員（以下「委員」という。）とする。

- 2 構成団体は、会長に届け出ることによって、退会することができる。

第3章 役 員 等

(役員)

第5条 委員のうちから次の役員を選出する。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 5名程度
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、今治市長をもって充てる。

- 2 副会長、幹事、監事は、本会の同意を得て、委員のうちから会長が指名する。
- 3 会長、副会長、幹事及び監事（以下「会長等」という。）は相互に兼ねることができない。

(会長等の職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の業務及び経理を監査し、必要があるときは、会議に出席し意見を述べることができる。

(任期)

- 第8条 役員及び委員（以下、「役員等」という。）の任期は、本会の解散の日までとする。ただし、役員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体の役職を離れたときは、その役員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を努めるものとする。
- 2 会長は、役員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
 - 3 会長は、前2項の規定により役員等の変更があった場合は、次の本会において報告するものとする。

第4章 会 議

(幹事会)

- 第9条 幹事会は、次に掲げる事項を審議し、決定する。
- (1) ブランド構築に係る基本方針等に関すること
 - (2) 事業計画および事業報告に関すること
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること
 - (4) 予算および決算に関すること
 - (5) その他本会の運営に関し重要な事項に関すること
- 2 幹事会は、会長、副会長、幹事及び監事をもって構成する。

(召集及び議長)

- 第10条 幹事会は、必要に応じて会長が招集する。
- 2 幹事会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
 - 3 議長は必要があると認める場合には、幹事会に幹事以外の委員等の出席を求め、意見を聞くことができる。

(定足数)

- 第11条 幹事会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

(議決)

- 第12条 幹事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

- 第13条 やむを得ない理由のため本会に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。
- 2 会長が必要と認める場合は、本会の構成員に対し、書面により賛否を求め、その回答をもって本会の議決に代えることができる。

第5章 部 会

(部会)

- 第14条 事業の円滑な遂行を図るため、本会に部会を設けることができる。

- 2 部会は、会長が指名する部会長、副部会長及び部会員をもって組織する。
- 3 前2項に定めるもののほか、部会の運営については、部会で定める。

第6章 事務局

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、事務局を今治市別宮町一丁目4番地1「今治市役所」に置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 会計

(事業年度)

- 第16条 本会の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会計処理)

- 第17条 本会の会計処理は、事務局が行う。

(資金)

- 第18条 本会の資金は、構成団体の負担金及びその他の収入をもって構成し、経費はこれらをもって支弁する。

(資金の取扱い)

- 第19条 本会の会計に関し必要な事項は、今治市会計規則及び今治市契約規則に準ずる。

(事業報告及び決算)

- 第20条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を得て、本会の承認を得なければならない。

第8章 その他

(解散)

- 第21条 本会は、第3条の目的が達成されたときに解散する。

(余剰金及び欠損金)

- 第22条 本会が解散する際に余剰金が生じたときは、今治市に帰属するものとする。

(会議の公開等)

- 第23条 幹事会は、公開で行うものとする。ただし、本会の出席構成員の過半数の同意を得ることにより非公開とすることができる。

(その他)

- 第24条 この会則に定めるもののほか、本会の運営その他について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年6月30日承認)

この会則は、令和4年6月30日から施行する。

附 則 (令和5年7月21日承認)

この会則は、令和5年7月21日から施行する。